

埼玉県屋内 50m水泳場整備運営事業
実施方針

令和 4 年 9 月 30 日

埼玉県

はじめに

埼玉県（以下「県」という。）は、埼玉県屋内 50m水泳場整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力および技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することを検討している。

この「埼玉県屋内 50m水泳場整備運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）は、「PFI 法」に基づく特定事業の選定および当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たって、「PFI 法」第 5 条第 1 項の規定により定めたものであり、同条第 3 項に基づき、次のとおり公表する。

令和 4 年 9 月 30 日

埼玉県知事 大野元裕

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 特定事業の内容に関する事項.....	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業に供される公共施設等の種類.....	1
(3) 公共施設等の管理者の名称.....	1
(4) 事業目的	1
(5) 本施設の概要.....	1
(6) 川口市が整備運営する施設との連携	2
(7) 事業範囲（特定事業の業務内容）	2
(8) 事業方式	4
(9) 事業期間	4
(10) 事業者の収入	4
(11) 県の収入	6
(12) 本事業の実施に関して遵守すべき法令等	6
(13) 事業期間終了時の施設性能	6
(14) 実施方針の変更	6
2 特定事業の選定および公表に関する事項	6
(1) 選定基準	6
(2) 選定方法	7
(3) 選定手順	7
(4) 選定結果の公表	7
第2 事業者の募集および選定に関する事項.....	8
1 事業者の募集および選定方法.....	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) 選定の方法.....	8
2 募集および選定スケジュール.....	8
(1) 事業者の募集・選定スケジュール.....	8
(2) 募集手続き等.....	9
3 入札参加者の資格等	12
(1) 入札参加者が備えるべき資格	12
(2) 参加資格の確認等.....	14
(3) S P Cとの契約手続き	16
4 審査および落札者決定に関する事項.....	17
(1) 審査委員会の設置.....	17
(2) 落札者決定に関する事項.....	17

(3) 提案書類の取扱い.....	17
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1 基本的な考え方	19
2 予想されるリスクと責任分担.....	19
3 県による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）	19
(1) モニタリングの実施時期.....	19
(2) モニタリング結果についての対応	20
第4 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項.....	21
1 立地条件	21
2 施設構成	22
(1) 施設構成	22
(2) プールの公認取得.....	22
第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	23
1 基本的な考え方	23
2 管轄裁判所の指定.....	23
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	24
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	24
(1) モニタリング結果に基づく是正措置等.....	24
(2) モニタリングに基づく事業契約の解除.....	24
(3) 事業者倒産等による事業契約の解除	24
(4) 損害賠償	24
2 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	24
(1) 事業契約の解除	24
(2) 損害賠償	24
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 ...	24
4 金融機関と県の協議	25
(1) 金融機関による報告	25
(2) 県による通知.....	25
(3) 対応の協議.....	25
第7 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項	26
1 法制上および税制上の措置	26
2 財政上および金融上の支援	26
3 その他の支援に関する事項	26
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	27
1 議会の議決.....	27

2	提案に伴う費用負担	27
3	情報公開および情報提供	27
4	本事業において使用する言語、通貨単位等	27
5	実施方針に関する問い合わせ先	27
別紙 1	リスク分担表 (案)	28
	【様式 1】	31
	【様式 2】	32
	【様式 3】	33
	【様式 4】	34

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

埼玉県屋内 50m水泳場整備運営事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

公園施設（水泳プール他）

(3) 公共施設等の管理者の名称

埼玉県知事 大野 元裕

(4) 事業目的

県は、令和 3 年度に水泳競技の競技力向上と県民のスポーツ振興を目指し、屋内 50m水泳場（以下「本施設」という。）の整備を推進するための「埼玉県屋内 50m水泳場整備事業基本計画」を策定した。

本施設は、日本水泳連盟公認の県内初の公営屋内 50m水泳場として、水泳競技の各種大会を開催し、アスリートが自らの能力と技術の限界に挑む機会を提供するとともに、充実したトレーニング、練習会等を行える環境を提供することを想定している。県が上尾市に設置を検討しているスポーツ拠点施設のサテライト施設として、スポーツ科学の知見を活かし科学的根拠に基づくアスリート支援を行うとともに、様々な競技のトレーニングやリハビリなどに水中運動を活用するための支援も行うことを想定している。また、年間を通じて天候に左右されず利用できる環境を整えるとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ子供から高齢者まで障害の有無にかかわらず県民誰もが利用しやすい施設となることを想定している。

県は、本事業について、PFI 事業として実施することを予定しており、事業期間全体を通して、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

(5) 本施設の概要

本施設は「屋内 50m水泳場」および「外構」で構成され、「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。

なお、県は本事業を実施する事業者を「地方自治法」第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定する予定である。

ア 屋内 50m水泳場

プール施設、管理・共用施設 等

イ 外構

駐車場、駐輪場 等

(6) 川口市が整備運営する施設との連携

本事業を実施する事業者は、川口市が別途整備運営する北スポーツセンター（公民館を含む。以下同様。）との連携に配慮すること。川口市との連携事項は要求水準書（案）に示すものとする。

ア 北スポーツセンターとの合築

本施設は、川口市が別途整備する北スポーツセンターとエキスパンションジョイントで連結（接合部幅 12m程度）することにより、建物内部での相互移動が可能となるよう計画する。

イ 川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整

川口市が別途整備する施設に関する川口市との設計及び施工調整は、県が実施するものとするが、事業者は県と川口市との調整に協力すること。

ウ 北スポーツセンターの運営者との連携

北スポーツセンターの運営及び維持管理は、川口市又は川口市が選定する第三者が実施することを想定している。本施設の運営にあたっては、北スポーツセンターの運営を行う者との間で定期的に情報共有を行い、本施設の利用者が相互利用する際の利便性に配慮すること。

エ 神根運動場、神根公園、北スポーツセンターとの連携

本事業を実施する事業者は、本施設に隣接して川口市が計画している神根運動場、神根公園および北スポーツセンターと連携し、地域に愛され多くの県民が訪れるスポーツの拠点として、新たなにぎわいの創出やスポーツ健康づくりを推進すること。

(7) 事業範囲（特定事業の業務内容）

本事業の範囲は次のとおりとする。なお、業務内容の詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

ア 本施設の整備（設計、建設）業務

(7) 設計業務

- a. 基本業務
- b. 設計業務

- (イ) 建設業務および工事監理業務
 - a. 基本業務
 - b. 建設工事（造成、外構整備等を含む。）
 - c. 工事監理業務
 - d. 器具・備品等調達設置業務

- (ウ) 開業準備業務
 - a. 基本業務
 - b. 事前広報、利用者受付業務
 - c. 開館式典および内覧会等実施業務
 - d. 開館準備期間中の本施設の運営・維持管理準備業務
 - e. プール公認取得業務
 - f. 本施設の引渡しおよび所有権移転に係る業務

イ 運営・維持管理業務

- (ア) 運営業務
 - a. 基本業務
 - b. 大会開催等支援業務
 - c. スポーツ教室等実施業務
 - d. トレーニング指導実施支援業務
 - e. 競技力向上事業実施支援業務
 - f. 利用者受付業務
 - g. プール監視・水質等衛生管理業務
 - h. 広報・情報発信業務
 - i. プール公認更新業務
 - j. 駐車場・駐輪場運営業務
 - k. 周辺機関、関係団体等連携業務
 - l. 物販コーナー等運営業務
 - m. 自由提案事業

- (イ) 維持管理業務
 - a. 基本業務
 - b. 建築物保守管理業務
 - c. 建築設備保守管理業務

- d. 器具・備品等保守管理業務
- e. 外構等保守管理業務
- f. 清掃業務
- g. 警備業務
- h. 修繕・更新業務
- i. 植栽管理業務
- j. 環境衛生管理業務

(8) 事業方式

事業者は、自らを本施設の原始取得者とし、本施設を整備した後、本施設を供用開始できる状態で、県に所有権を移転し、運営・維持管理を行う、BTO (Build Transfer Operate) 方式により、本事業を実施する。

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日～令和24年3月31日とする。

ア 設計・建設期間

事業契約締結の日～令和9年1月31日

事業者は、本施設の引き渡し後、令和9年3月31日までに、開館準備を完了させること。

イ 供用開始予定日

令和9年4月1日

ウ 運営・維持管理期間

令和9年4月1日～令和24年3月31日 (15年)

(10) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 県が支払うサービス購入料

県は事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者から提供されるサービスの対価として、サービス購入料を支払う。

なお、支払方法および支払時期の詳細等については、入札公告時に示す。

(ア) 整備業務の対価

本施設の整備（設計、建設）業務に要する費用（開業準備業務の対価を除く。）について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を一括払いおよび割賦払いにより事業者を支払う。

(イ) 開業準備業務の対価

本施設の整備業務に要する費用のうち、開業準備業務に要する費用について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を事業者を支払う。

(ロ) 運営・維持管理業務の対価

本施設の運営・維持管理業務に要する費用（光熱水費および修繕・更新業務の対価を除く。）について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う。

なお、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度の四半期ごとに支払うことを予定している。

(ハ) 運営・維持管理業務に要する光熱水費

本施設の運営・維持管理業務に要する費用のうち、光熱水費に相当する費用について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う。

なお、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度の四半期ごとに支払うことを予定している。

(ニ) 修繕・更新業務の対価

本施設の運営・維持管理業務に要する費用のうち、修繕・更新業務に要する費用（運営・維持管理期間の長期修繕計画に基づく修繕・更新費用）について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払う。

なお、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度の四半期ごとに支払うことを予定している。

イ 利用者から得る収入

(ア) 利用者から得る利用料金収入（運営・維持管理期間）

運営・維持管理期間において事業者が利用者から直接徴収する利用料金である。

※利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として、選定事業者が提案した料金体系をもとに県が条例で定めることを想定している。

(イ) 受講料・物販等収入

要求水準に基づいて開催されるスポーツ教室や物販コーナー等運営業務等により得られる収入である。

(ロ) 自由提案事業により得られる収入

自由提案事業の実施により得る収入である。

ウ その他収入

(ア) 事業者が、本事業の目的に適合する範囲で県の事前の承諾を得て実施する業務により得られる広告収入等の収入である。

(11) 県の収入

本事業における県の収入は次のとおりである。

ア ネーミングライツによる収入

県は、本施設にネーミングライツを導入する予定である。

ネーミングライツにより命名権者が支払う命名権料は県の収入とする。

(12) 本事業の実施に関して遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、要綱、基準等を遵守すること。なお、本事業の実施に関して遵守すべき関係法令等は要求水準書（案）に示すものとする。

(13) 事業期間終了時の施設性能

県は、事業期間終了後も本施設を継続して「公の施設」として供する予定である。事業者は、事業期間終了時において、本施設の全てが要求水準を満たす性能および機能を発揮でき、損傷がない状態で県へ引き継ぐこと。ただし、性能、機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。

(14) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を県ホームページにおいて公表する。

2 特定事業の選定および公表に関する事項

(1) 選定基準

県が本事業をPFI事業として実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた県の財政支出額の縮減が期待できる場合、または県の財政支出額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、「PFI法」第7条の規定に

基づき、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

- (ア) 県の財政支出見込額の算定に当たっては、事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- (イ) 県が提供を受けるサービス水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定手順

県は、次の手順により客観的評価を行う。

- (ア) コスト算出による定量的評価
- (イ) 事業者に移転されるリスクの検討
- (ウ) P F I 事業として本事業を実施することの定性的評価
- (エ) 上記の結果を踏まえた総合的評価

(4) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せて県ホームページ等において速やかに公表する。また、特定事業として選定しないこととした場合にも、同様に公表する。

第2 事業者の募集および選定に関する事項

1 事業者の募集および選定方法

(1) 基本的な考え方

本事業は、設計、建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効果的かつ効率的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要がある。

このことから、落札者の選定に当たっては、設計、建設、運営・維持管理の事業計画における業務遂行能力、資金調達能力、地域の活性化への配慮および県の財政負担の軽減等を評価する。

(2) 選定の方法

本事業における事業者の募集および落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行う予定である。また、本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、入札手続きは「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成7年政令第372号）に基づいて実施する。

2 募集および選定スケジュール

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

募集および選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

令和4年9月30日	①実施方針および要求水準書（案）の公表
令和4年10月12日	②実施方針および要求水準書（案）に関する説明会の開催
令和4年10月12日～ 10月18日	③実施方針および要求水準書（案）に関する質問・意見の受付
令和4年12月15日	④質問等に対する回答の公表
令和5年1月	⑤事業者対話の実施
令和5年2月～3月	⑥特定事業の選定・公表
令和5年4月～5月	⑦入札公告および入札説明書等の公表
	⑧入札に関する説明会の開催（予定）
令和5年5月～9月	⑨入札説明書等に関する質問の受付・回答（第1回）
	⑩参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付
	⑪参加資格確認結果通知
	⑫入札説明書等に関する質問の受付・回答（第2回）
	⑬事業者対話の実施（予定）
令和5年10月	⑭入札提出書類（提案書）の受付
令和5年12月	⑮落札者の決定・公表

令和6年1月	⑩基本協定の締結
令和6年1月～2月	⑪仮契約の締結
令和6年3月	⑫事業契約の締結

(2) 募集手続き等

ア 実施方針および要求水準書（案）の公表 ①

本事業の実施方針および要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）を県ホームページで公表する。

イ 実施方針および要求水準書（案）に関する説明会の開催 ②

本事業に対する民間事業者の参入促進に向けて、実施方針等の中で事業の内容、募集および選定に関する事項等について県の考え方を提示するため、次のとおり「実施方針等に関する説明会」を開催する。

- (ア) 開催日時 令和4年10月12日（水） 10：00～11：00
- (イ) 開催場所 埼玉県県民健康センター 大会議室 AB
- (ウ) 参加者 本事業に参加を希望する民間事業者とし、1社2名まで
- (エ) 申込方法 様式1「実施方針等に関する説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにて申し込むこと。電子メールの件名欄に必ず、「【埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業】実施方針等に関する説明会参加申込書」と記入すること。
- (オ) 申込先 埼玉県 県民生活部 スポーツ振興課
E-mail : a6940-06@pref.saitama.lg.jp
- (カ) 申込期限 令和4年10月7日（金） 17：00 まで

ウ 実施方針および要求水準書（案）に関する質問・意見の受付、回答 ③・④

実施方針等に記載した内容に関する質問・意見を下記により受け付ける。

- (ア) 受付期間 令和4年10月12日（水）～令和4年10月18日（火）17：00 まで
- (イ) 提出方法 質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式2「実施方針等に関する質問書」または様式3「実施方針等に関する意見書」に記入の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名欄に必ず、「【埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業】実施方針等に関する質問書・意見書」と記入すること。
- (ウ) 提出先 埼玉県 県民生活部 スポーツ振興課
E-mail : a6940-06@pref.saitama.lg.jp
- (エ) 回答方法 令和4年12月15日（木）に県ホームページで公表する予定である。

エ 事業者対話の実施 ⑤

本事業の趣旨に対する理解を深め、県の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにする

ことを目的として、対面方式による事業者対話の場を設ける。

事業者対話の内容については、特殊な技術、ノウハウ等に関わり、参加資格者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページで公表する予定である。

なお、事業者対話の概要及び日程等については、事業者対話の参加申込者に対して、別途連絡する。

- (ア) 申込対象者 本事業の入札参加者（「3 (1) ア「入札参加者の構成等」に定める構成員、協力企業、またはその他企業）として参画する意欲を有する事業者を事業者対話の申込対象者とする。
- (イ) 受付期間 令和4年12月19日（月）～令和4年12月23日（金）17：00まで
- (ウ) 提出方法 対話確認事項の内容を簡潔にまとめ、様式4「事業者対話参加申込書」に記入の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名欄に必ず、「【埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業】事業者対話参加申込書」と記入すること。
- (エ) 提出先 埼玉県 県民生活部 スポーツ振興課
E-mail : a6940-06@pref. saitama. lg. jp
- (オ) 開催日程 令和5年1月17日（火）、1月19日（木）、1月20日（金）（予定）
- (カ) 開催場所 参加申込書の受付締切後に別途案内
- (キ) 回答方法 令和5年2月に県ホームページで公表する予定である。

オ 特定事業の選定・公表 (⑥)

実施方針等に対する意見等を踏まえ、PFI事業として実施することが適当であると認められる場合、「PFI法」第7条の規定に基づき本事業を特定事業として選定し公表する。

カ 入札公告および入札説明書等の公表 (⑦)

公表した実施方針等に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）および事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）を県ホームページで公表する。

キ 入札に関する説明会の開催（予定） (⑧)

入札説明書等の内容について、説明会を開催する。なお、説明会の日程等は入札説明書等により提示する。

ク 入札説明書等に関する質問の受付・回答（第1回、第2回） (⑨・⑫)

入札説明書等に記載した内容に対する質疑回答を行う。質問の提出方法、提出期間等は入札説明書等により提示する。

ケ 参加表明書（資格確認申請書を含む。）の受付、参加資格確認結果通知（⑩・⑪）

参加希望者は、参加表明書および資格確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。資格確認の結果は、参加資格の確認を受けた参加希望者に通知する。なお、参加表明書等の提出方法、提出期間等は入札説明書等により提示する。

コ 事業者対話の実施（予定）（⑬）

参加資格者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する理解を深め、県の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、対面方式による事業者対話の場を設けることを予定している。

事業者対話の内容については、特殊な技術、ノウハウ等に関わり、参加資格者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページで公表する予定である。

サ 入札提出書類（提案書）の受付（⑭）

参加資格者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類を提出すること。提案方法の詳細は入札説明書等により提示する。

シ 落札者の決定・公表（⑮）

落札者の選定に当たり学識経験者等で構成される埼玉県屋内 50m 水泳場整備運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会にて、入札参加者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として選定する。県は審査委員会の選定結果を踏まえ、総合的に評価した上で、落札者を決定し、公表する。

ス 基本協定の締結、仮契約の締結（⑯・⑰）

県は落札者と協議を行い、基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて、落札者の構成員等により設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）と、本事業の事業契約について仮契約を締結する。

セ 事業契約の締結（⑱）

仮契約は県議会の議決を経て、本契約となる。

3 入札参加者の資格等

(1) 入札参加者が備えるべき資格

ア 入札参加者の構成等

(ア) 本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計に当たる者」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理に当たる者」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設に当たる者」という。）、本施設の運營業務に当たる者（以下「運営に当たる者」という。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理に当たる者」という。）を含むこと。なお、同一の者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、同一の者、または資本面若しくは人事面において関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(イ) 入札参加者のうち、SPCに出資を予定し、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「構成員」とし、SPCに出資をせず、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」、SPCに出資を予定するがSPCから直接業務を受託しないまたは請け負わない企業を「その他企業」として位置づけ、参加表明書等提出時に構成員、協力企業またはその他企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

(ロ) 入札参加者は、参加表明書等提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

イ 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員、協力企業およびその他企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

(ア) 参加表明書等の提出締切日から提案書の提出締切日までの期間において「埼玉県建設工事等の指名停止等に関する基準」または「埼玉県物品等の指名停止等に関する基準」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(イ) 「PFI法」第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。

(ロ) 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(ハ) 「会社法」（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

(ニ) 「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

(ホ) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (キ) 手形交換所における取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (ク) 直近1年間に於いて国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (ケ) 埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (コ) 本事業において、アドバイザー業務に関与した株式会社三菱総合研究所、株式会社ランド、渥美坂井法律事務所弁護士法人、ならびにこれらの企業と資本面もしくは人事面で関係のある者が参加していないこと。
- (カ) 本事業に係る他の入札参加者の構成員、協力企業またはその他企業として参加していないこと。
- (シ) 審査委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。
- (ス) 県が出資する団体またはその団体と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。
- (セ) 以下の者と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。
 - ・公益財団法人埼玉県スポーツ協会
 - ・一般社団法人埼玉県水泳連盟

ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、工事監理、建設、運営および維持管理の各業務に当たる者は、上記イの要件の他にそれぞれ次の要件についても満たすこと。

- (ア) 設計に当たる者
 - a. 「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b. 令和5・6年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登録されている者であること。
 - c. 平成15年4月1日以降に完了したもので、次に掲げるいずれかの新築または改築の実施設計実績を有していること。なお、共同企業体の構成員としての実績を含むものとする。また、本実績は、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。
 - (a) 25m以上の屋内公認プール施設の実施設計実績
 - (b) 延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を有するもの。）の実施設計実績
- (イ) 工事監理に当たる者

工事監理に当たる者は(ア)の設計に当たる者と同様の要件を満たすこと。
- (ウ) 建設に当たる者
 - a. 「建設業法」（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。

- b. 令和5・6年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者であること。
- c. 参加表明書等の提出締切日において、「建設業法」の規定に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果における総合評定値が1,200点以上である者を必ず含むこと。なお、この要件は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいこととする。
- d. 平成15年4月1日以降に元請として完成引渡しが完了したもので、次に掲げるいずれかの新築または改築の施工実績を有していること。なお、この実績は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
 - (a) 25m以上の屋内公認プール施設の建築工事の施工実績
 - (b) 延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を有するもの。）の建築工事の施工実績
- (e) 運営に当たる者
 - a. 平成20年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の運営実績を有していること。なお、この実績は、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいこととする。
- (f) 維持管理に当たる者
 - a. 令和5・6年度の埼玉県競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者であること。
 - b. 平成20年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の維持管理実績を有していること。なお、この実績は、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいこととする。

(2) 参加資格の確認等

- (7) 参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。
- (1) 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員、協力企業およびその他企業のいずれかが、参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、「3-(1)-イあるいはウのいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。
 - a. 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。なお、補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠いた日とする。
 - b. 構成員、協力企業またはその他企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべ

ての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

- (ウ) 提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員、協力企業またはその他企業のいずれかが、「3-(1)-イあるいはウのいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
- a. 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- b. 構成員、協力企業またはその他企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。
- (エ) 落札者決定日の翌日から基本協定締結までの間、落札者の構成員、協力企業またはその他企業のいずれかが、「3-(1)-イあるいはウのいずれか」に定める入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は落札者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
- a. 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、県が参加資格等を確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格を欠いた日とする。
- b. 構成員、協力企業またはその他企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。
- (オ) 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成員、協力企業またはその他企業のいずれかが、「3-(1)-イあるいはウのいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- a. 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、県が参加資格等を確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格を欠いた日とする。
- b. 構成員、協力企業またはその他企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

(3) SPCとの契約手続き

ア 契約手続き

県は、落札者と協議を行い、基本協定を締結する。落札者は基本協定に従い、仮契約の締結前までに、「会社法」に定める株式会社としてSPCを設立し、県はSPCと事業契約（仮契約）を締結する。仮契約は、県議会の議決を経て、本契約となる。

イ SPC設立等の要件

SPCの法人登記上の本店の所在地は埼玉県とすること。また、落札者の構成員によるSPCへの出資比率は2分の1を超えることとし、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。なお、すべての出資者は、原則として事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

※「出資比率」とは、株式会社の資本金額に対して、出資する金額の割合をいう。

4 審査および落札者決定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

落札者の選定に当たり学識経験者等で構成される審査委員会を設置する。

審査の公平性を確保するため、本事業の内容に関して委員に対する接触を禁止する。なお、審査委員を構成する委員の氏名は入札公告時に提示する。

(2) 落札者決定に関する事項

ア 落札者の決定

入札参加者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として選定し、県は審査委員会の選定結果を踏まえ、総合的に評価した上で、落札者を決定する。

イ 審査結果の公表

落札者決定後速やかに審査結果および評価を公表する。

ウ 入札の中止等

競売入札妨害または談合行為の疑い、不正または不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、または競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告または入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

エ 落札者を選定しない場合

事業者の募集および落札者の選定の過程において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も県の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(3) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、県は、本事業の公表時および県が必要と判断した場合には、落札者の事業提案書の一部または全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の入札結果の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法および維持管理方

法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うこととする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、県と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクにおける県と事業者間の責任分担は、原則として別紙1「リスク分担表(案)」によることとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に示す。

ただし、実施方針に関する意見、質問の結果を踏まえ、入札公告までに分担の変更または分担の決定を行うことがある。その場合も具体的な内容については、入札公告時に示す。

3 県による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）

県は、要求水準を事業者が遵守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準および財務状況についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として県が負担することとするが、事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用や県が実施するモニタリングに必要な書類の作成等については、事業者の責任および費用負担により行うこととする。

現段階におけるモニタリングの実施時期等は次のとおりと想定しており、モニタリング方法等の詳細については、入札公告時に示す。

(1) モニタリングの実施時期

ア 設計段階

設計中および設計の完了時に、事業者の設計内容が、要求水準を満たしているか確認する。

イ 建設段階

事業者による工事施工および工事監理の状況について、建設期間中、定期的に確認する。建設中および建設の完了時に、事業者により建設された本施設等が要求水準を満たしているか確認する。確認の結果、要求水準を満たしていない場合には、県は補修または改造を求めることができる。また、事業者の経営状況および財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

ウ 運営・維持管理段階

事業者の行う運営業務および維持管理業務が、要求水準を満たしているか確認する。また、事業者の経営状況および財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

(2) モニタリング結果についての対応

県は、モニタリングの結果、事業者が行う業務が、要求水準を満たしていないと判断した場合には、改善勧告、サービス購入料の減額、契約解除等の措置を講じることとする。事業者は、県の改善勧告に対し、自らの費用負担により、改善措置を講じるものとする。具体的な内容については、入札公告時に示す。

第4 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

1 立地条件

本事業区域の概要は下表のとおりである。

所在地	埼玉県川口市大字神戸 767-1 他
敷地所有者	川口市
敷地面積	約 2.4ha
用途地域	市街化調整区域
前面道路	西側 市道 幹線第 44 号線 認定幅員 5.4m～13.0m
防火・準防火地域	指定なし
高度地域	指定なし
法定建ぺい率	神根運動場 50%、神根公園（都市公園）22% ※本事業区域を含む神根運動場は、令和 4 年度末までに都市公園に変更予定である。都市公園に変更された後の建ぺい率は、都市公園区域（神根運動場含む）全体の面積に対する建ぺい率が適用される予定であり、変更後の関係法令に基づくものとする。
法定容積率	100%
日影規制	高さ 10m を超える建築物の場合、4 時間・2.5 時間 ※測定水平面 4m
交通アクセス	電車：J R 武蔵野線「東浦和駅」から徒歩 25 分 バス：J R 京浜東北線蕨駅から約 20 分 「北スポーツセンター」下車

2 施設構成

(1) 施設構成

本施設の施設構成の概要は下表のとおりである。

ゾーン構成	概要
メインプールゾーン	■メインプール 50m×10 レーン、水深 3m、可動床・可動壁 ■飛込プール 25m×22m、水深 5m、可動床
サブプールゾーン	25m×10 レーン、水深 2m、可動床
更衣ゾーン	選手更衣室、一般更衣室等
機能向上ゾーン	ドライランド（飛込競技練習施設）、機能分析室、泳法解析装置等
選手利用ゾーン	役員控室、選手招集所、コーチ控室、冷温交代浴施設等
プール運営ゾーン	審判室、ドーピング検査室、記録室、会議室等
エントランス	エントランス、トイレ、授乳室等
観客ゾーン	固定席 3000 席以上

※記載内容は現時点の想定であり、今後の検討状況等によって変更が生じる場合がある。

(2) プールの公認取得

プールは、「プール公認規則」に従い、次の公認を取得すること。

ア メインプール（50mプール）

- (ア) 公称 50m国際基準競泳プール
- (イ) 公称 25m国際基準競泳プール（50mプールを 2 分割して同時使用する場合に両方のプールについて公認を取得すること。）
- (ウ) 国際基準公認水球プール
- (エ) 国内基準公認アーティスティックスイミングプール

イ サブプール（25m プール）

- (ア) 公称 25m国際基準競泳プール

ウ 飛込プール

- (イ) 公称国際基準飛込プール

第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議をするものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約等に定める具体的措置によることとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約等に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) モニタリング結果に基づく是正措置等

県は、事業者が事業契約で定める条件に違反した場合、または事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、事業者に対して業務の改善勧告、サービス購入料の減額等を行うことができる。

(2) モニタリングに基づく事業契約の解除

県は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、または改善することができなかった場合には、事業契約を解除することができる。

また、県は、事業者が改善措置を講じてもなお、サービスの提供に重大な障害の発生が懸念される場合、または業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができる。ただし、県は、事業契約を解除する前に、事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

(3) 事業者倒産等による事業契約の解除

県は、事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、事業契約を解除することができる。

(4) 損害賠償

前2項の規定により、事業契約を解除した場合、事業者は県に生じた損害を賠償しなければならない。

2 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業契約の解除

県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と合理的に判断される場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 損害賠償

前項の規定により事業者が事業契約を解除した場合、県は事業者が生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他県または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難と

なった場合には、県および事業者は、事業継続の可否について協議することとする。なお、一定期間内に協議が整わなかった場合、事業契約の措置に従うこととする。

4 金融機関と県の協議

県は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、事業者に資金を融資する金融機関と協議を行い、次の事項を含む直接協定を締結することがある。

(1) 金融機関による報告

金融機関等が自身の保有する事業者に対する債権回収・保全の状態および事業者の財務状況に関する情報を県に報告する義務

(2) 県による通知

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に県が金融機関に通知する義務

(3) 対応の協議

事業契約の解除・終了事由が発生した場合に県と金融機関が対応を協議する義務

第7 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項

1 法制上および税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上および金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

県が支払うサービス購入料の一部には、国等の財政支援措置および地方債等をもって充てることを想定している。事業者は、県の申請手続き等に協力することとする。

なお、支払方法および支払時期の詳細等については、入札公告時に示す。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業の実施に係る議案の定例県議会への提出予定は次に示すとおりである。

債務負担行為の設定に関する議案	令和5年2月定例県議会
事業契約に関する議案	令和6年2月定例県議会
設置管理条例の制定に関する議案	未定
指定管理者指定に関する議案	

2 提案に伴う費用負担

提案および説明会等への出席等に伴う費用については、すべて入札参加者の負担とする。

3 情報公開および情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページに公表する。

4 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は「計量法」（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 実施方針に関する問い合わせ先

埼玉県 県民生活部 スポーツ振興課

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

電話：048-830-6951 FAX：048-830-4967

E-mail：a6940-06@pref.saitama.lg.jp

埼玉県ホームページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/>

別紙1 リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
共通	入札	入札説明書、要求水準書等の誤記、指示漏れ等により、県の要望事項が達成されないこと	●	
	契約締結	県の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等	●	
		議会の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等	▲	▲※1
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等		●
	資金調達	県が資金を確保できないことによる支払の遅延・不能のリスク	●	
		事業者が必要とする資金を確保できないリスク		●
	用地確保	事業用地の確保に関するもの	●	
	周辺住民あるいは施設利用者への対応	本事業の業務の実施内容に対する周辺住民あるいは施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		●
		上記以外のもの	●	
	政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、本事業の継続に支障が生じた場合または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の業務遂行における当該事業変更による増加経費負担	●	
	法令等変更	本事業に直接関係する法令（税制度を除く。）等の新設・変更に関するもの	●	
		上記以外の法令（税制度を除く。）の新設・変更に関するもの		●
	税制度変更	「消費税法」の変更による、サービス対価の支払に係る消費税の増減	●	
		法人税等の変更によるもの		●
	許認可取得	県の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク	●	
		事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク		●
	書類の誤り	県が責任を持つべき書類の誤りによるもの	●	
		事業計画書等の事業者が提案、作成した内容の誤りによるもの		●
	書類等の損傷等	事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったこと等により生じた第三者の責めによる損傷等		●
	第三者賠償	県の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの	●	
		事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの		●
	環境保全	県が行う業務による環境の悪化によるもの	●	
		事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・光・臭気に関するもの		●
債務不履行	県の責に帰すべき事由による債務不履行	●		
	事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		●	
金利変動	基準金利確定日までの金利変動リスク	●		
	基準金利確定日以降の金利変動リスク		●	
要求水準未達リスク	事業期間中、要求水準を満たせないリスク		●	
要求水準変更	要求水準の変更に伴うリスク	●		
セキュリティ	警備の不備等による情報漏えい、犯罪発生		●	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
整備	事故発生	整備・運営・維持管理業務における事故の発生		●
	事業中止・遅延	県の責に帰すべき事由、県の債務不履行によるもの	●	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		●
	地盤沈下	県の責に帰すべき事由による地盤の沈下に伴う工事費や対策費の増大	●	
		事業者の責に帰すべき事由による地盤の沈下に伴う工事費や対策費の増大		●
	用地瑕疵	県が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するリスク		●
		上記以外の予測できない用地の瑕疵に関するリスク	●	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象等の不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等	●	●※2	
整備	設計変更	県の責に帰すべき事由、提示条件の不備・変更による設計変更に係る費用の増大、計画遅延に関するもの	●	
		事業者の提案内容の不備・変更による設計変更に係る費用の増大、計画遅延に関するもの		●
	測量・調査	県が実施した測量・調査部分に関する誤り	●	
		事業者が実施した測量・調査部分に関する誤り		●
	着工遅延	県の責に帰すべき事由、提示条件の不備・変更によるもの	●	
		上記以外の要因によるもの		●
	工事監理	工事監理の不備による事業の中断・遅延や必要な費用の超過等		●
	工事費増大	県の責に帰すべき事由、提示条件の不備・変更によるもの	●	
		上記以外の要因によるもの		●
	工事遅延	県の責に帰すべき事由によるもの	●	
事業者の責に帰すべき事由によるもの			●	
物価変動	本施設の整備業務の物価変動に関するリスク	●	●※3	
一般的損害	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		●	
運営・維持管理段階	需要変動	県の事由による事業内容の変更等に伴う需要変動についての運営・維持管理費用の変動	●	
		上記以外の事由に関する運営・維持管理費用の変動		●
	施設の契約不適合	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の瑕疵に関するリスク		●
		事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかった施設の瑕疵に関するリスク	●	
	業務開始遅延	県の責に帰すべき事由によるもの	●	
		上記以外の理由によるもの		●
	施設設備機器劣化	事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設設備機器の劣化に関するリスク		●
		上記以外の特殊事由による施設の劣化に関するリスク	●	
	施設・備品の損傷・盗難等	事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったこと等による第三者の責めによる損傷等		●
		上記以外の要因による損傷等	●	
物価変動	運営・維持管理期間中の物価変動に関するリスク	●	●※4	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
	備品更新	運営・維持管理業務に関する器具・備品等の更新のリスク		●
	公認基準更新	公認基準更新の申請リスク		●
		公認基準更新に伴う器具・備品等の更新のリスク	●	
	施設修繕	経年劣化により必要となる修繕のリスク		●
	光熱水費の変動	自由提案事業で使用する光熱水費の変動リスク		●
上記以外の光熱水費の変動リスク（物価変動を除く。）		●	●※5	
事業終了時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●

●主負担、▲従負担

- ※1 契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合、本事業に要した県および事業者の費用等は、各々の負担とする。
- ※2 一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は県負担とする。
- ※3 一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことも含め検討している。
- ※4 一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料や利用料金単価を見直すことも含め検討している。
- ※5 供用開始後の一定期間の実績に応じて、それ以降の光熱水の使用量と提案時の使用量からの増減については、見直すことも含め検討している。

【様式1】

令和 年 月 日

実施方針等に関する説明会参加申込書

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業の実施方針等に関する説明会への参加を希望します。

事業者名	
業 務	設計・建設・工事監理・運営・維持管理・その他（ ）
所属/氏名	

※ 1事業者当たり、2名までとしてください。

【担当者】

所 属
氏 名
所 在 地
連 絡 先
E - M A I L

【様式 2】

令和 年 月 日

実施方針等に関する質問書

埼玉県屋内 50m 水泳場整備運営事業の実実施方針等に関して、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	事業者名	
	所在地	
	所属	
	氏名	
	電話	
	E-MAIL	

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問
(例)	実施方針	3	第1	1	(7)	ア	本施設の整備 (設計、建設) 業務	
1								
2								
...								

【様式 3】

令和 年 月 日

実施方針等に関する意見書

埼玉県屋内 50m 水泳場整備運営事業の実施方針等に関して、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	事業者名	
	所在地	
	所属	
	氏名	
	電話	
	E-MAIL	

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	意見
(例)	実施方針	3	第1	1	(7)	ア	本施設の整備 (設計、建設) 業務	
1								
2								
...								

【様式 4】

令和 年 月 日

事業者対話参加申込書

埼玉県屋内 50m 水泳場整備運営事業の実施方針等に関して、次のとおり確認事項がありますので提出します。

提出者	事業者名	
	所在地	
	所属	
	氏名	
	電話	
	E-MAIL	

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	対話での確認事項
(例)	実施方針	3	第1	1	(7)	ア	本施設の整備 (設計、建設) 業務	
1								
2								
...								